

平成19年度決算に基づく健全化判断比率および 資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全性に関する比率を公表することにより、当該比率に応じた財政の早期健全化および再生を図る」ことを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定されています。

この法律により健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないとなっています。大崎町の平成19年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率は以下のとおりです。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (15.00)	- (20.00)	10.5 (25.00)	82.8 (350.0)

- 備考 1 実質赤字比率および連結実質赤字比率がないため「-」を記載しています。
2 早期健全化基準を（ ）内に記載しています。

2. 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	-
公共下水道事業会計	-

- 備考 1 資金不足比率がないため「-」を記載しています。
2 経営健全化基準は20%です。



地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けたあと、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)ならびに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けたあと、速やかに、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

用語の説明

健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

※一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

※一般会計および企業会計などを含めた全会計の実質赤字または

資金の不足額の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

※一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財

政規模を基本とした額に対する比率

(4) 将来負担比率

※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基

本とした額に対する比率

資金不足比率

※資金の不足額の事業の規模に対する比率